

所管部課名	建築住宅課	担当者	大園 厚彦					
事務事業名	危険廃屋等解体撤去促進事業費							
根拠法令	薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	9,900千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	9,900千円	千円				
		指標名	目標値	目標年度				
成果指標①		危険廃屋等解体撤去促進事業を行った棟の数	年間32件	令和6年度				
成果指標②								
補助対象者	危険廃屋等の所有者又は当該危険廃屋等の解体撤去について所有者から委任を受けた者							
補助対象経費	危険廃屋等の解体撤去工事に要する費用							
補助対象事 業・活動の内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象建築物 危険廃屋、認定廃屋及び景観支障廃屋</li> <li>補助対象工事 解体撤去業者に依頼する危険廃屋等の全部若しくは一部の解体撤去工事</li> </ul>							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は 補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険廃屋及び認定廃屋 解体撤去工事に要する費用の3分の1とし、上限30万円</li> <li>景観支障廃屋 解体撤去工事に要する費用の2分の1とし、上限45万円</li> </ul>							
上記項目の 積算方法	同一敷地又は同一所有者について1回限り							
補助を受 ける事業 (団体) 等の 決算状 況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	51,644,928	73.1%	26,602,678	74.3%	30,960,019	76.1%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	51,644,928	73.1%	26,602,678	74.3%	30,960,019	76.1%
		市補助金	19,027,000	26.9%	9,222,000	25.7%	9,715,000	23.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	70,671,928	100.0%	35,824,678	100.0%	40,675,019	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		工事請負費	70,671,928	100.0%	35,824,678	100.0%	40,675,019	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	70,671,928	100.0%	35,824,678	100.0%	40,675,019	100.0%		
支出計/前年度支出計			50.7%		113.5%			
自己資金/前年度自己資金			51.5%		116.4%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	69		33		34			
成果指標の推移①	69		33		34			
成果指標の推移②								
特記す べき事 項等	<p>【前回評価】 平成28年度「見直しの上で継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙やHPを見ない人、市外に住んでいる方への周知対策を検討されたい。</li> <li>本補助制度、空き家等対策特別措置法及び薩摩川内市空き家等対策の推進に関する条例とを組み合わせ、廃屋等に対する撤去の指導、勧告を進められたい。</li> <li>補助対象者を年収の少ない方や解体に緊急性を要する廃屋を優先的に行うなど補助対象者の絞り込みをされたい。</li> </ul> <p>【前回評価への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査により、危険廃屋に該当するとの判断した場合には、市外、県外を問わず所有者や管理者に対し、補助事業の周知を図っている。</li> <li>県で策定された「市町村実務者向け空き家対策ガイドブック」を参考に今後、特定空き家等への指導を行っていくこととなる。それらの解決の手段として、本事業を取り組んでいる。</li> <li>相談のある物件は、どれも周辺に影響を及ぼす緊急性が高いものであり、緊急性の優劣や順位を付け難い状況である。また、所得に応じた絞り込みを行うと、真に緊急性の高い物件が、補助金を利用できないことを理由に放置される懸念もあることから行わないこととしている。</li> </ul> <p>【事業のPR方法】 市広報紙及びホームページに掲載、各種団体への事業紹介</p> <p>【費用対効果】 人口減や高齢化が進むことにより、今後さらに空き家の増が見込まれる。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	個人の建築物の除却に対する補助であるが、市内の業者を利用して行うため、経済効果もあり、また、危険な建築物が無くなることで、周辺への安全性の確保や生活環境の保全を図ることができる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	人口減や高齢化を勘案すれば、確実に空家が増加する。財産として消滅していくものに対し、経済的な負担が大きくなかなか工事に踏み込めない現状であり、行政が支援することにより、後押し効果がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	新たに危険廃屋が増えていく中、全てを解消することは困難である。管理者の特定が難しかったり、経済的な理由で解体が進まない状況である。補助金をきっかけに経済的なネックが解消し、解体に至っているものもあり、一定の効果は生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人所有の危険な廃屋の解体撤去については、所有者が行うべきものであり、地域住民の生活環境の保全を図るため、行政として支援するものである。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助率が1/3と1/2であるものの、実際の事業費に占める補助金の割合は1/4程度である。公共工事に比較すると、同じ経済効果を上げるためには、約4倍の公費負担が必要となる。「最小の経費で最大の効果を上げる。」有効な手段と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	甌島以外の地域については、補助率1/3、限度額30万円、甌島地域については、補助率1/2、限度額45万円と定めている。県内他市町も同程度の助成であり、個人負担も50～66%以上あることから妥当であるとする。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性          ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性          ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性          ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 将来の人口動向を勘案すれば、対象となる空家が増加するのは明確であり、空家に関する相談も増加している。この制度は、空家に対する指導を行うにあたり問題解決に大きな力になるものと判断している。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ さらに、広報に努め、危険な廃屋のある周辺の環境保全を図るものとする。		≪まとめ≫

○薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要綱

平成26年4月1日

告示第225号

改正 平成27年3月15日告示第160号

平成29年3月20日告示第75号

平成31年2月8日告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、適切な管理が行われていない危険廃屋等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、当該危険廃屋等を解体撤去する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 廃屋 所有者等が現に居住その他の用に供しない建築物で、かつ、状態が不良であるものをいい、損壊等により現に居住その他の用に供することが困難であるものを含む。
- (3) 危険廃屋 前号に規定する廃屋のうち、状態が著しく不良であり、かつ、倒壊等により周辺住民等に危険を及ぼすおそれがあるものとして、一般交通の用に供する道、宅地、公園その他これらに類するものに近接するものをいう。
- (4) 認定廃屋 第2号に規定する廃屋のうち、防災、衛生、景観等について地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして廃屋判定委員会により認定されたものをいう。
- (5) 景観支障廃屋 危険廃屋又は認定廃屋のうち、特に景観を保全する必要がある地域に存するものをいう。

(6) 解体撤去業者 市内に本店又は営業所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の登録を受けたものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市税等を滞納していない者で、かつ、市内に存する危険廃屋、認定廃屋若しくは景観支障廃屋（以下これらを「危険廃屋等」という。）の所有者又は当該危険廃屋等の解体撤去について所有者から委任を受けた者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）が30万円以上であること。

(2) 解体撤去業者に依頼する危険廃屋等の全部若しくは一部の解体撤去工事又はその他市長が補助の対象として適当と認める工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等は補助の対象としない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となる建築物の解体撤去工事

(2) 建築物以外の工作物等の解体撤去工事

(3) 抵当権その他第三者の権利が設定されている危険廃屋等（その効力が既に失効しているにもかかわらず、登記事項証明書に記載されているものを除く。）

(4) 第13条に規定する通知があった日から3年以内に、当該土地の売却又は当該土地への建築物等の建設の計画があるもの（当該土地の所有者と、危険廃屋等の所有者とが、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族（以下「親族」という。）でない場合を除く。）

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が補助の対象として不適當と認める工事

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び限度額は、次の各号に定めるところによる。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 危険廃屋及び認定廃屋 補助金の額は補助対象工事に要する費用の3分の1とし、その限度額は30万円とする。

(2) 景観支障廃屋 補助金の額は補助対象工事に要する費用の2分の1とし、その限度額は45万円とする。

2 補助金の交付回数は、原則として同一敷地又は同一所有者について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、解体撤去工事の着手前に薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 危険廃屋等の登記事項証明書の写し(ただし、登記のない危険廃屋等については固定資産評価証明書、売買契約書等関係書類の写しとすることができる。)

(3) 代理権限を証する委任状(申請者と所有者が異なる場合又は所有者が複数である場合)

(4) 市税の滞納がない証明書又は未納がないことが分かる証明書

(5) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)の写し

(6) 危険廃屋等の位置図及び配置図

(7) 工事着手前の危険廃屋等及び敷地全景を含む周辺の現況写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(解体撤去工事の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、解体撤去工事の内容を変更しようとするときは、

あらかじめ薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業計画変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し
- (2) 変更工事箇所及び内容の分かる図面及び写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出しようとする者は、その工事の内容が補助対象工事の要件を満たしているか等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（補助金の額の変更交付決定通知）

第10条 市長は、前条の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助交付決定者に通知するものとする。

2 申請事項の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金の交付決定金額は増額しないものとする。

（解体撤去工事の取りやめ）

第11条 補助交付決定者が、当該通知に係る解体撤去工事を取りやめようとするときは、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業計画取りやめ届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助交付決定者は、解体撤去工事が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去業者の発行する危険廃屋等解体撤去工事完了証明書（様式第8号）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票A票の写し
- (3) 工事施工中及び工事完了後の写真
- (4) 工事代金領収書（内訳明細の付いたもの）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認め

たときは、補助金の交付を確定し、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、当該補助交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 前条の通知を受けた補助交付決定者は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

（調査等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金の交付の決定の取消し又は返還）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定者に対し、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金（変更）交付決定（一部）取消通知書（様式第10号）を交付し、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1） 第13条に規定する通知があった日から3年以内に、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金返納申出書（様式第11号）を市長に提出して、補助金を自主的に返納したとき。

（2） 第13条に規定する通知があった日から3年以内に、当該土地の売却又は当該土地への建築物等の建設をしたとき（当該土地の所有者と、危険廃屋等の所有者とが、親族でない場合又は前号の規定により補助金を自主的に返納した場合を除く。）。

（3） 申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認められたとき。

（4） 第11条の規定による届出があったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

（成果）

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、地域住民の生命、身体又は財産の保護及びその生活環境の保全とする。

（見直しの期間）

第18条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第19条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、危険廃屋等解体撤去促進事業を行った棟の数によって測定するものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月15日告示第160号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月20日告示第75号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請をした者に対する補助金について適用し、同日前に申請をした者に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月8日告示第77号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。